

第二十二回国会 衆議院 文教委員会 議録 第二十八号

昭和三十年七月二十二日(金曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 佐藤 次郎君

理事 赤城 宗徳君

理事 竹尾 式君

理事 小牧 次生君

高村 裕彦君

藤本 捨助君

米田 吉盛君

河野 正君

山崎 始男君

平田 ヒデ君

小林 信一君

出席政府委員

文部大臣 松村 謙三君

出席政府委員

文部政務次官 寺本 廣作君

文部事務官(大臣官房総務課長) 田中 彰君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

文部事務官(文部事務官(管理局長)) 小林 行雄君

委員外の出席者

専門員 石井 昂君

七月二十日

委員 生田 宏一君

欠として 永山 忠則君

委員に選任された。

同日

委員 永山 忠則君

欠として 關谷 勝利君

委員に選任された。

同日

委員 永山 忠則君

欠として 關谷 勝利君

委員に選任された。

同日

委員 永山 忠則君

欠として 關谷 勝利君

委員 大養 健君、關谷 勝利君、田中 幾三郎君及び吉田 賢一君

その補欠として 田口 長治郎君、永山 忠則君、木下 哲君及び平田 ヒデ君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 木下 哲君

欠として 大西 正道君

委員に選任された。

同日

委員 小牧 次生君

欠として 同君が理事に当選した。

同日

委員 小牧 次生君

欠として 同君が理事に当選した。

同日

委員 小牧 次生君

欠として 同君が理事に当選した。

同日

委員 小牧 次生君

欠として 同君が理事に当選した。

同日

委員 小牧 次生君

欠として 同君が理事に当選した。

同日

委員 小牧 次生君

欠として 同君が理事に当選した。

同日

委員 小牧 次生君

欠として 同君が理事に当選した。

同日

委員 小牧 次生君

欠として 同君が理事に当選した。

同日

委員 小牧 次生君

欠として 同君が理事に当選した。

同日

委員 小牧 次生君

欠として 同君が理事に当選した。

同日

委員 小牧 次生君

議事に入るに先立ちまして、理事の補欠選挙を行います。理事 小牧 次生君、去る十八日委員を辞任されましたので、理事が一名欠員になっております。理事の選挙は、先例によりまして、その手続きを省略し、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。それでは小牧 次生君を理事に指名いたします。

○佐藤委員長 この際、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、赤城 宗徳君外三名提出の、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。赤城 宗徳君。

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

し、昭和三十年度から適用する。

○赤城委員 ただいま上程になりました私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合法は、御承知の通り第十六回特別国会において、私立学校教職員の福利厚生対策について、教育基本法第六條第二項の趣旨に基づき、国・公立学校の教職員と均衡を保つような施策を講ずることを旨として、全会一致の御賛成を得て制定せられたものであります。

この法律の公布によって私立学校教職員共済組合は昭和二十九年一月に発足し、以来堅実に運営され、その目的を果しつつありますが、その対象たる私立学校は財政的な制約があり、従って教職員の給与は国・公立学校の教職員に比して著しく低い現状でありますので、全国の私立学校並びにその教職員はひとしく掛金の軽減を熱望いたしております。

本法制定当時、両院の文部委員会において政府原案に対し、国庫の補助は少くとも百分の二十程度まで引き上げることが強く要望されましたが、当時母法ともいえる厚生年金保険法の国の補助率が百分の十でありましたために本法の修正が厚生年金保険法の改正に影響することを理由として、衆議院の文部委員会においては、「国庫及び都道府県の負担は、できるだけ大市に補助するよう要請すること」ということを、また、参議院文教委員会においては、「第三十五條第一号の国庫補助率は、早急にさらに引き上げるよう、法律の改正を考慮すること」ということを附帯決議いたし、補助率は政府原案通り百分の十にとどめたのであります。

しかしながら、厚生年金保険法は、第十九回国会において、改正が行なわれ、国庫の補助率は給付に要する費用の百分の十から百分の十五に引き上げられたのであります。

このため、本法の附則第二十二項によって適用除外を受けている私立学校教職員は厚生年金保険法の改正により、国庫より百分の十五の補助を受けることとなったにもかかわらず、特別法である私立学校教職員共済組合の加入教職員は百分の十の補助であるため、私立学校教職員相互に国庫補助に差異を生ずる結果となり、さらに本法はその附則第十三項以下において、厚生年金保険法の被保険者から私立学校教職員共済組合に引き継がれた教職員約一万五千余については、私立学校教職員共済組合法の給付事由が生じたときは、厚生年金保険の被保険者であった期間がこの組合の組合員であった期間に合算され、私立学校教職員共済組合より給付されることとなっておりますが、この場合厚生保険特別会計から一定率の費用負担を受けるに際し、給付の条件、内容の相違及び厚生年金保険法の改正によって、従来の厚生年金保険の被保険者であった当該に納入し

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

た保険料はその大半が政令によって掛捨ての状態となり、これがため、私立学校教職員共済組合はこれに見合う財源を負担しなければならぬことになっております。

また、他方本法がその内容を全面的に準用しております国家公務員共済組合と比較いたしますとき、給付費の国庫負担は、同率の百分の十であります。が、社会保険制度の財政組織上、長期給付にあつては、平準保険方式を採用いたしております。共済組合の収支は未来永遠にわたつて相等する原則が定まつており、この場合の収入は、掛金、国庫負担金及びこれを蓄積運用して生ずる利息の三つの要素から成り立っておりますが、国家公務員共済組合とは、この三つの要素のうち特に予定利率が異なつておりまして、国家公務員共済組合の予定利率は四分五厘で、私立学校教職員共済組合の場合は五分五厘で計算されておりますので、両者の利率には一分の相違があります。ため、両者の間の国庫補助率は同率であります。が、実際には私立学校教職員共済組合への国庫補助率の方が少額となつて参ります。ため、掛金率は反対に高額となることとなります。

なおまた国家公務員共済組合法の適用を受けている公立学校教職員と比較いたしますと、その平均給与は公立学校の教職員が基本給のみで、一六、三〇二円となつており、私立学校の教職員は、総収入の平均給与が一、八九七円となつております。また国・公立学校の教職員の大部分は、恩給法の適用を受け、毎月俸給の百分の二に相当する額を納入するのみで、残りの給付に要する費用は、国または都道府県

が全額を負担してあり、国家公務員共済組合法の適用を受けている教職員は助教諭、傭人のみであります。が、私立学校教職員共済組合は大学の学長より幼稚園の保育に至るまでの適用を受けております。から、教職員の身分的比較においても考慮を払わなくてはなりません。これらのことは社会保険制度上からも一般勤労者の標準給与以下にあるわけでありまして、これら教職員には国庫の補助率を高めに掛金の低減に意を注ぎ、教職員の教育意欲を奨励し、もつて私学振興のいしづえとすべきであると考えられております。

またそうすることが社会保険制度の理念にも合致するところであると思われ。ここにきておきまして、本改正案は、国の補助率を百分の十から百分の十五に引き上げようとするのであります。

以上本法制定の趣旨及び両院の附帯決議に基き、かつは他の社会保険制度との均衡を勘案して本法律案を上程いたしました次第であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下されんことを御願いたします。

果した不足のことであります。あるいは戦災復旧とか、災害の復旧等にきめられております。〇・九坪を積算の基礎として出た不足のことをいいます。か、そのいづれかであるかを一つお尋ねしたいと存じます。

〇小林(行)政府委員 法案の第二条に、不正常授業というところについての定義をいたしております。が、校舎の不足によつて、二部授業その他の不正常授業ということ、詳細な内容につきましても、政令でこれを定めようという

ことにいたしております。その政令で定める内容につきましては、現在私どもの方で予定しておりますのは、二部授業あるいは三部授業あるいは間仕切り授業、あるいは出入り口、昇降口等を使用しておるような授業、それから非常に教室に狭くつめ込んでおる授業というふうなことを予定しております。が、大体補助金を積算します場合の基準の坪数としたしましては、一応これは生徒数あるいは積算地帯の都合等によりまして補正はいたしますけれども、〇・七坪ということを用意いたしております。

〇竹尾委員 それでは〇・七坪を基礎として、校舎の不足坪数を出しましたとしますならば、その〇・七坪の内容には、今あなたおっしゃられたかもしませんが、職員室や、宿直室とか、便所とか、廊下、こういうものを含んでおるといふことであります。か。

〇小林(行)政府委員 〇・七坪という基準の数値でございますが、この〇・七坪は実は最近いわゆる応急最低基準として使用されておったものでございまして、これは一応教室と廊下、便所といったような、いわば実体的に必要

な最小限度のものを一応平均した数字でございます。従つていわば教育を行う上におきまして、最低限度の保障と申しますか、必要最小限度のものをこれで裏打ちしようというのでございまして、もちろん必ずしもこれでゆとりがあるものとは考えませんが、一応最低の保障を〇・七坪だけあればできるではなからうかと考えておる次第でございます。

〇竹尾委員 私のお尋ねの点は、そういうものを〇・七坪の内容のうちに含んでおるかといふこと、こういうことををはつきりしていただきたい。

〇小林(行)政府委員 〇・七坪には、たとえば職員室とか、特別教室というふうなもの、計算上含まれることになつておられません。

〇竹尾委員 おりませんか。そうですか。それでは含んでいないということになりますと、実際に必要なそれらのものために、基準坪数を〇・七坪より高くしなくちゃならぬという理屈が、当然出てくると思うのであります。が、もし高くしないとしますならば、便所や職員室のために教室の必要坪数は、当然これは食われてしまう。あるいは見方をかえて〇・七坪の中に便所等も含まれておるとしても、それならばそれでまた同様に教室の必要坪数が当然減るといふことになりまして、いづれにしても、今日の実情から考えまして、基準坪数を少くとも〇・九坪くらいまでは高める必要がある、こういう工合に考えておるわけでありまして、その点いかがでございましょうか。

〇小林(行)政府委員 いわゆる応急最低といたしましては、〇・七坪という数値には、特別教室とか、あるいは教員室というふうなものは含まれることになつておりませんが、不正常授業を解消するための、国庫補助金計算の基礎の場合の〇・七坪ということを考えますと、すでに一応校舎があり、学校がありまして、教育が行われておる。そこで不正常授業がその学校において行われるために、これを解消しようとして国庫補助金を出す場合の、一応計算の基礎ということ、〇・七坪という数字を使つておるのでございまして、一人当り〇・七坪の基準坪数で補助金をつければ、最低限度は保障されるんじゃないか、もちろん補助金を配分されれば多少ゆとりも生じまして、従つて補助金の配分を受ける学校は、それだけよい施設をすることができるとなると思ひますが、いろいろ予算の制限等もございまして、その点は十分に考えなければならぬことだと思ひます。

〇竹尾委員 考えねばならぬことということは、基準坪数を少くとも〇・九坪くらいには上げなくちゃならぬという御意見でございましょうか。

〇小林(行)政府委員 〇・七坪より、一人当りの基準坪数が〇・九坪になることは望ましいことであり、教育効果を上げる上からいってもよいことだと考えられるわけでありまして、ただ予算、あるいは国の財政というふうなことから、一応〇・九にしますと、現在私ども持っております不正常授業を解消しなければならぬ教室数というものは、現在の子定よりはふえるわけでございます。従つてこの予算が現状の

まま推移するというようなことであります。年次計画も延びるというようなことも考えられるわけであり、その他のものをあわせ考えて検討しなければならぬ、こういうふうな考えでおります。

○竹尾委員 はっきりした御答弁でないのですが、その点でがまんしまして、次にこうした校舎の不足から生じま

する不正授業の種類及び程度というものを、法律の第二条によりますると、政令で定めるところになつておりますが、その政令内容で、補助の対象といたします不正授業の種類と程度をどういうことで押えていくかという点を一つお尋ねしたい。

○小林(行)政府委員 私どもの目途といたしましては、不正授業の内容といたしまして、二部授業、もちろん二部授業以上のもも含むわけでござ

います。二部授業、それからたとえば特別の固定設備がありますような理科教室その他の教室、普通教室として、本来使えないような教室を普通教室に使つておるもの、それから一つの教室に多数の児童を詰め込んでおるために、その教室の児童一人当りの面積が〇・三五坪以下になつておるような場合、それから市町村の所有でないような建物、たとえば役場の建物であつたり、あるいは倉庫というやうなものを仮の教室に使つておるというやうな場合を予想いたしております。

○竹尾委員 大体の御説明でございしますが、従来補助の場合を見ますと、今あなたがおっしゃられました、実際に不正の状態でありながら、不正授業としての補助の対象にされてい

なかった事例がたくさんございます。今度この政令では、不正の状態にあるものは、全面的に認めて補助の対象とすべきである、こういう工合に私考

えるのですが、これは一つ大臣にその点の御所見をお尋ね申し上げます。

○松村国務大臣 これは法律を出す以上は、不正の範囲を明確に出した

い。お話のような点の意味も含めて、大体やれると思つております。

○竹尾委員 この点で、もし政令の内容が、不正授業の種類及びその程度を、従来から認めてきたものより狭く

なるという事になりますと、この法律は従来に比しまして、不正授業の解消を促進するということをやつたて

おりますが、促進するどころか、かえつて停滞するといふやうなことになるので、この点を明らかにしておきた

いと思つたのですが、これは小林局長さんにもう一度その点を話さうござい

ます。○小林(行)政府委員 御承知のように、従来は不正授業解消のための補助金は、いわゆる予算措置としてやつ

ておつたのでございします。今回不正授業の内容をこの法律及び政令ではつきり

きりさせるという場合に、文部省といふたしましては、不正授業の内容を予算措置としてやつておりました当時

に比べて、従来より狭くするといふやうなことは考えておりません。でき

るだけつきりさせる。現実には不正であるものについては、はつきり国庫補助の対象にするといふことにしたい

と思つております。○竹尾委員 それに関連することです。法の第四条によりますると、国が行

れております。そこで前の質問に関連いたしますが、この政令では、どうしたことが具体的に含まれているのかと

いうことを一つお尋ねいたします。

○小林(行)政府委員 第四条の補助率についての御尋ねでございしますが、

「予算の範囲内で、政令で定めるところにより」という字句は他の法律——

公共施設関係の補助法にも、実はこういうふうになつておまして、いわば

一種の例文的な規定でございします。政令で、はつきり経費の三分の一とい

ふに規定をするつもりでおります。○竹尾委員 まだ少しふんあるんです

けれども、一応この程度で打ち切りま

す。○佐藤委員長 野原君。○野原委員 先日委員会、私は、

今回本年度の予算に計上いたしました不正授業の解消のための予算は、こ

れは年次計画になつておるかといふことをお尋ねいたしましたところ、そ

の通りだ、こういうことでございした。この問題は実は来年、再来年と、

私も一日もすみやかにこのやうな校舎の問題を解決しなければならぬ必要を痛感いたしますから、重ねてお

尋ねをいたすわけでございしますが、何年計画になつておるのか。○小林(行)政府委員 不正授業の解消といふことは、義務教育の上におき

まして、きわめて重大なことではございします。文部省としては、従来予算措置であつたものに対して、予算措置では

不安定であるといふやうな気持を持ちまして、ここに法案を提案いたしました

ので、御審議をお願いしておる次第でございします。予算といたしましては、大

体昭和三十年以降三カ年の間にこれを解消したいといふことで、現在ありま

すところの不正授業の坪数の約三分の一を予算化して御提案して、予算に

盛り込んであるわけであります。○野原委員 そういたしますと、本年

度から来年度、再来年度で、一応文部省としては、不正授業の解消はでき

る、こういう自信をお持ちになつていらつしやるわけでございしますか。

○小林(行)政府委員 この不正授業の起る原因でございしますが、一般的に

児童あるいは生徒の増のほかに、いわゆる社会増でございまして、農村、山

村等から都市、ことに大都市へ流入してくることによつて起る不正

常もございします。この自然増の方面のものにつきましては、大体ここ数年

四、五十万の児童がふえますが、これは大きい学校に吸収される場合、また

小さい学校に入る場合によつて、いろいろ態様が違ふと思ひます。この自然増並びに社会増によつてふえてくる今の分につきましては、これは年々実

態調査を行ひまして、その実態調査の結果によつてでないと、どの程度不正

常が今後起きてくるかといふことが実ははつきりしないわけでござい

ます。二十九年の現状におきまして行われておりますところの不正常の教室数

並びに坪数を基礎といたしまして、その分につきましては三十年以降三カ

年の間に一応解消し得る、こういうふうな文部省としては考えております。

○野原委員 その場合、いわゆる不正常授業で最も大切な校舎の不足坪数で

ございしますが、その算定は、私どもが地方教育委員会等から聞いております

坪数によりますると、実に膨大なものがあるわけでございします。たとえば五

大市に例をとりましても、私は今ここに資料をちよつと持つてきてお

りませうが、四十数億圓ぐらゐの金がなければ五

大市だけでも不正授業の解消はできない、こういうやうなことを言

つておるところから考えてみますと、これは全国ではとても莫大なことにな

つてくる。そういたしますと、本年度のやうなああいうきわめてわずかな予

算で、はたして三カ年計画といふことで不正授業の解消ができるのかどう

か、この点について非常に大きな懸念を持つております。従つて文部省とし

て三カ年計画でできるんだ、こういう御自信があまりになるならば、その

ところをもう少し具体的に詳しく御説明願ひたのであります。

○小林(行)政府委員 これは大蔵省の調査によりますると、二十九年、昨

年の五月一日の調査によりますと、小学校の不正常授業の学級数は大体三万二

千学級となつております。ただこの中にはいろいろな不正常授業の形がござ

いまして、たとえば二部授業をやつておるもの、またいわゆる青空授業を

やつておるもの等がいろいろ重なつて計算されておまして、実際に建築し

なければならぬ学級数と、この三万二千という数字は一致しておりませ

ん。実際に不正常授業を解消するため必要な教室数は、この同じ二十九

年五月一日現在で一万一千教室といふことでございします。ただこのうち

で〇・九坪未満の学校——一人当りの基準の坪数が〇・九坪未満の学校に限定

いたしますと、九千四百教室といふことになつております。この中から、不正

授業の原因といたしまして、戦災をこ

して、戦災復旧の予算で解消できるものが約三千教室ございいます。それから小学校を中学校に転用したという関係から、転用小学校の予算で解消できるものが五百四十教室ばかりございいます。これらを差し引きまして、なお昭和二十九年の不正常授業の予算、それから起債等で解消が実施されたと見られる約三千教室を差し引きまして、年度初めの小学校の不正常授業の教室数は大体三千教室になるわけでございいます。

本年度、昭和三十年度の予算は、御承知のように不正常小学校の予算は三億四千二百萬というところでございまして、この三億四千二百萬の予算で参りますと、大体約千教室分、三万一千九百坪程度が解消されますので、こうした予算の数字で参りますと、三十年度以降三カ年で一応現在ありますところの不正常授業の解消ができるのではなからうかというふうに考えております。ただ申し上げておきますが、これはあくまで〇・七というところで私どもは考えた数字でございいます。

〇野原委員 その場合にお尋ねをいたしますが、あなたのお手元に資料がないかもわかりませんが、大都市は御承知のように非常に児童の数が戦後急激な増加を見ております。これは自然的な増加あるいは社会的な増加等々で非常に増加をみておるのでございいます。が、私の手元にある大都市の教育委員会から出されております資料によれば、昭和三十年度で小学校だけで六万一千五百八十七名の増、中学校が二万九千五百二十八名、計九万一千一百十五名、これが大都市における昭和三十年度の当初の生徒増である。そうしてこ

れだけを収容するに要する教室の不足並びに従来の不足数と合せますと、小学校だけが十三万九千八百六十八坪、中学校が十三万二千五百三十五坪、計二十七万二千四百三坪、こういう膨大な校舎の不足坪数というものが大都市の教育委員会から資料として私どもの手元に出ておるのであります。このように考えてみますと、なるほど金高を計算してみますと、小学校で七万二千三百六十六坪を解消するにいたしまして、実は二十五億圓ばかりの金がかかる。中学校では五万二千坪の解消だけで十八億圓の金がかかる。合計四十三億圓かかる。こういう計算になりますと、文部省の管理局から計算されてお参る額と非常に大きな相違を来たすのでございいます。これは一体どういふところが間違っておるのでございまいしょうか、御指摘願いたいのでございいます。

〇小林(行)政府委員 先ほど来御説明申し上げましたように、三カ年計画で解消し得ると申しております数字の根拠は、昨年の五月一日現在の不正常授業の状況を基礎といたしましての数字でございいます。ただいまお尋ねのありましたことについての基礎は、本年の調査日現在ではわかりませんが、本年の数字であると思っております。その間の開きが多少あることだと思っております。また大都市でございいます。これは一般農村部等からの都市への流入といふことは確かにございまして、こういうことは、先ほど来申し上げておりましたような、いわゆる三カ年の計画から外ワタに突はなるのであります。また大都市等から私も御説明を伺ったことがありますが、文部省が考

えております基準は大体〇・七坪でございいます。大都市の方ではかなり高い基準をとっておられるようでございまして、一人当りの基準坪数が平均一・何がし、たしかかなり高い基準をおとりになつて御計算になっておるので、そういった開きができておるので、私どもとしては理解いたしております。

〇野原委員 私はその一人平均の基準単位が高いからというだけの開きではない、このように思うのです。というのは本年度の文部省の予算が三カ年計画の三分の一だ、こういったしますと、管理局長の御説明では、日本全国の不正常授業を解消するのに大体十数億圓もあれば事足りる、こういうことになるのじやなからうかと思ひます。が、その通りでございいますか。

〇小林(行)政府委員 不正常授業の解消のための国庫補助金は三分の一でございいますので、三億四千万圓といたして、年間では大体これの三倍相当額の数字になるわけでございいます。約十億強になるわけでございまして、三年間で約三十億ということになるわけでございいます。

〇野原委員 その十億何がしというのは、危険校舎は別になっております。〇小林(行)政府委員 不正常授業だけでありまして、危険校舎の方は全然別個になっております。

〇野原委員 そういたしますと、児童の増加数あるいは教室の不足坪数等の算定はどのようになさったのか、都道府県教育委員会等からの報告を集計されたのかどうか。あなたの算定なさっておる数字と、私どもの方に全国教育

委員会の協議会あるいは大都市等から持参する数字とは、大きな懸隔があるのです。どのように算定なされたのか、お伺いいたします。

〇小林(行)政府委員 この不正常授業の状況についての調査でございまして、これは文部省の方から各都道府県を通じて御依頼をいたしまして、その結果を集計したものでございいます。府県から出て参った数字を、文部省として集計したものでございまして、別にこれを圧縮するとか、何らかの意図を持って作業しておるといふことはございしません。

〇野原委員 そういふことでございしますれば、私の方としても、なおこの問題が果して三億四千万圓程度で三カ年計画で解消できるものかどうか。私の方としても今後検討してみたいと思ひるのであります。

次にお尋ねをいたしますが、この原案の四条を見ますと、補助率でございいます。予算の範囲内で、そうして経費の三分の一以内をこの補助率としてうたつておるのでございいます。こういうことになりましたと、これは法文の解釈をどうするかにかかると、これは法文の範囲内で四分の一、五分の一に低く押えられる心配はないものかどうか、御見解を承りたいと思ひます。

〇小林(行)政府委員 この補助率の点でございいます。予算の範囲内で政令で定めるところにより、経費の三分の一以内、こういう書き方は一般補助法の書き方がこういうふうになっておりますので、その例になつたのでございまして、政令ではっきりと経費の三

分の一ということをも決定するつもりでございまして、三分の一を下ることは絶対にないつもりでございいます。

〇野原委員 大臣にお尋ねいたしますが、鉄筋校舎の問題なんです。特に私は大都会におきましては、今後校舎を立てる場合に、思い切つて、金はかかるけれども、鉄筋作りの建築にしたい方が国全体の長い経済から見ましても結局有利ではないか、このように考へておるのでございしますが、これらの問題について文部大臣としては将来どういふ方針をもって臨みになりますか、お伺いいたします。

〇松村国務大臣 実は今のお話でございいます。近來この面ばかりではございしません。老朽校舎の建築に当りまして、地方からやはり永久建築の要求が非常にふえて参つております。財政の都合もありまして、急場の場合どうしても木造にしなければなりませんから、今日まではその永久建築の割合はきつめて少うございしましたが、どうもこれからはやはりできるだけ増していきけるように、予算の編成に當つて努力をいたしたいと考えております。

〇野原委員 現在のところでは依然として、本年度も鉄筋の建築は、木造に對しては変らないのかどうか。何%を予算の基礎としてはお考えになっておられますか、お尋ねいたします。

〇小林(行)政府委員 予算積算の基礎といたしましては、木造が八十五に對しまして鉄筋が十五でありますから、一五%が鉄筋コンクリート作りという内容になっております。

〇野原委員 その比率は一体いつでできたものですか。

〇小林(行)政府委員 実はこの鉄筋の

比率は昭和二十六年に大体きまつたものを現在踏襲されておるわけでございまして、文部省といたしましては、できるだけ鉄筋あるいは鉄骨の比率を高めたいと思つて、年々努力はいたしておりますが、現在予算の積算の基礎としては、この昭和二十六年の比率が一応そのまま使用されておる状況でございます。

○野原委員 私は非常に人口の密集した大都市における校舎の建築は、特に大都市におきましてはことごとく全部これは鉄筋にすべきである。そうしてその鉄筋の比率の基礎をいたしましては、パーセンテージの基準をいたしましては、一五％でなく、各方面から要求がございまして、思い切つてその倍の三〇％程度にこれを引き上げたかどうか。このためには相当大臣としての決意も要るわけでございしますが、私はそれが子供のためにもなるし、国の経済のためでもあると考えるわけでございまして、大臣としても一度来年度の予算編成に当つては、鉄について従来通りのやり方ではなしに、何か一つ大きな決意をもってやるというようなこともございまして、その御意思の御表明が願ひたいのであります。

○松村国務大臣 先刻も申し上げました通りに、鉄筋の永久建築率をできるだけふやすために十分努力をいたすつもりでおるのでございます。それが三割になりますか幾らになりますかは折衝してみねばわかりませんが、折衝してみればわかっていただきたいと思います。できるだけ率を多くいたしたいと考えておるわけであります。

○佐藤委員長 永山忠則君。
○永山委員 不正常授業に関連をいた

しまして、主として僻地で複式教育をやつておるところは、質的におきましては、二部教授と同じように、教育上非常に不利を見ておるわけでございまして、これと相並んで、主として僻地の複式教育をやつておる学校の施設並びにそれらの教員の手当に對して当局はどういうようにお考えをしておられますか、お聞きしたいのであります。

○總務府委員 ただいまの御質問は、僻地におきまして教育内容の問題と、もう一つは教員の手当の問題であるように拝聴いたしました。第一に、仰せのように、僻地におきましては小規模な学校が多いのでございまして、従いましてあるいは単級学校あるいは複式学校が数多く存在しております。このような学校におきましては、どうしても教育内容が、普通の学校に比べまして非常にむづかしくなつて参ります。従いまして私どもといたしましては、その複式あるいは単級の学校の先生たちが子供を教えるための資料、学習指導方法等につきまして十分資料を研究し、効果が十分上るよう努めなければならぬと考えておるわけでございします。これはへき地教育振興法の中にもありますように、国としても十分努力しなければならぬと考えておるわけでございします。三十年度の予算におきまして、これらの教育内容を改善いたしております。たとえば僻地の方で教育の研修をしますために大会を開きまして、切磋琢磨の機会を作る。あるいはまた、ただいま申しましたけれども、僻地教育の資料を刊行いたし、配付いたします。あるいは僻地の教育の実態についてよく研究をする、あるいは学

習指導要領、複式、単級学習の教授方法につきまして、現場のすぐれた方法を取り入れまして、それを広く刊行するというようなこと、あるいはまた研究として特別に学校を指定いたしまして、そこを中心として特別なカリキュラム等につきまして研究を進める。かようなことをいたしたいと思ひまして、この教育内容充実費といたしまして、金額は少いのでございますが、百五十万円を計上いたしております。

それから第二の問題といたしまして、手当の問題であります。これは一つは僻地手当でございます。それからもう一つは単級複式手当というのがあります。僻地手当につきましては、僻地というものの国家公務員のための地域の指定が、これは人事院規則でできております。それにならぬ限り、これを基準といたしまして、地方では各府県でおのおの僻地を指定いたしまして、その地域内に存在いたします学校の教員に對しまして僻地手当を出しております。従いましてこれは府県の負担でございます。それに對しまして国といたしましては、義務教育費国庫負担法によりまして、府県が支出いたしたした手当ての二分の一を国家が負担をしておる、かようなことに相なっております。このために三十年度予算といたしましては約一億円でございします。計上いたしております。それから単級複式の学校につきましても、これはやはり各都道府県が手当を支給するわけでございしますが、その二分の一を国が負担をしていく。そのために三千万円ほど計上して通過いたしたわけであります。特に単級複式手当につきましては、昨年度に比べまして、予

算額としては三倍に増額をいたしたわけでございします。かようなことによりまして、僻地の、地域的に恵まれなところ、働く先生の優遇をはかり、また人事交流の円滑と、優秀な先生がさような土地に勤務することができすように、その一助といたしますために、そういう手当の支給を考えておるわけでございします。先ほどお話し申し上げましたように、三十年度におきましては、単級複式につきましては昨年の三倍を計上いたしております。

○永山委員 その僻地の県の指定が、必ずしも複式の小規模学校と一致してないのをごさいます。単級でなくして、二学級式というやうな、要するに複式をやつておる関係のものは、これは不正常授業のやうにいつでも不利な立場におりますので、広範囲に小規模な学校を、すべて複式をやつておるものに対して、僻地の觀念で指定するということ、これが恩恵を受けるという考え方についての御意見を承わりたい。

○總務府委員 御指摘のように、単級複式の学校は、必ずしも僻地手当を受けます僻地に指定をされました区域内に限るわけではございません。しかしながらこの単級複式手当につきましては、私どもの考え方としては、必ずしもその僻地内にある学校だけに限られるということではないと考えております。これはただいま申し上げましたように、あくまでもその実施をいたしますのは都道府県でございます。都道府県が支出いたしたした手当の額に對しまして、国は二分の一を支出していく。そのための予算措置を今申しましたようにしているわけであります。

都道府県におきまして手当を支給されましたならば、それに対しては当然義務教育費国庫負担法によつて、国は二分の一を責任をもってやる、かようなことに相なるわけでございします。実情といたしましては、全国各都道府県によりまして、いろいろ実情はあるかと存じます。これは本當の僻地の学校もありましようし、あるいはそうでないところもありましよう、また僻地の多いところ、少いところ、いろいろあると存じますが、各県の方針によりまして、これは僻地、単級複式手当の支給の方法もいろいろあるように思ひます。

○永山委員 県は人事院規則によりまして、遠隔地指定基準評価条件によりまして、これが僻地指定をいたしておりますので、必ずしも小規模学校がすべて僻地指定を受けておるません。複式教育をやつておる教員の手当の面においても、あるいは設備の面におきましても、これらが補助対象、あるいは優遇対象から漏れておるのございします。文部当局としましては、教育という観点で、必ずしも人事院の指定の僻地ということに縛られて指導しないで、あるいは僻地教育振興関係の面において、別途の立場において、小規模学校の内容の面、もしくは教員の優遇の面等を考慮するというお考えについて承わりたいと思ひます。

○總務府委員 おっしゃいますように、教員につきましても関係は、これは一般の国家公務員の関係から申ししますと、相当特殊性があると存じております。従いまして、実情といたしまして、これは人事院の定めております基準を基準といたしますけれども、相

当弾力性を持った運用が各県によって
はかられておるような実情であるよう
に見るのです。端的に申しますと、人
事院の定めた範囲よりも広い範囲が指
定されておるのが実情のように存しま
す。しかしながら仰せのように、学校
関係は特殊性もございまして、その
点も十分研究をいたしたいと存しま
す。また人事院でこの僻地問題につ
いては研究中でもあるように存じてお
りますから、いろいろと相談を進めて
いきたいと考えます。

○永山委員 地方庁が人事院の基準に
拘束をされつつも、いろいろ弾力性
を持ってやっておる点は多少わかるの
でございまして、近時各地方は赤字に
悩まされて、ますますこれを狭めよう
という傾向に向いつつございまして、
ただいまの御答弁の点を十分人事院と
御研究になって、教育の特殊性から
みて、僻地教育振興の面に強く織り込
まれて、僻地の小規模教育に対して一
段の優遇処置を御研究を願いたいので
ございまして。

この場合大臣に御質問申しますこと
は、僻地教育振興法が通過いたします
ときに、強い付帯決議が参議院に
おいてこれが実施について要望されて
おるのでございまして、ことに僻地の
小規模学校を本校等に統合して教育効
果の向上をはからうとするときは、そ
の施設について、これを国庫補助の対
象とする道を開くように措置をすべし
ということをお願いする。そこでその
後においてさらに町村合併ということ
が懸念されてきたのでございまして。こ
の町村合併と相俟いまして学区の統合
等を中心にして、ここに公立

学校の施設の統合整備というものが将
来町村財政の確立をはかる上に非常に
重要な地位を持つてきたのでございま
すので、これと並行されて、僻地
の小規模学校を特に統合するというこ
とを促進され、従ってこれに対する予
算的処置は、特別にこれを計上される
というような考え方を強く要望いたし
ておるのでございまして。要するに僻地
の教育振興法に対する付帯決議の実行
の面と、さらに町村合併に、よりまし
て学校の統合の促進というこの二つを
勘案されて、来年度予算編成には
格別の処置を講じてもらいたいという
ことを考えるのでございまして、大臣
のお考えをお聞かせいただきたいので
ございまして。

○松村国務大臣 お話の通りにござい
ます。先般成立いたしました三十年度の予算
につきましても、僻地教育の点につ
いては相当に重く考えて参ったのでござ
いまして、三十一年度の予算編成にお
いては、できるだけ御趣旨に沿うてこ
に重点を置いてやりたいと存じてお
ります。

○佐藤委員長 山崎始男君。
○山崎(始)委員 私はごく簡単に、
二点お尋ねしたいと思ひますが、た
だいま同僚議員から、町村合併に伴う公
立学校の施設の統合の問題が、僻地の
関係においてちょっと話が出ておりま
したが、私がお尋ねしたい点は、町村
合併促進法に伴う学校関係の設備の統
合に對する起債であるとかあるいは
補助率であるとかいうようなものに對
して、何ら特別の恩恵がない。これが
ために現在町村合併を行われておりま
する現状を見てみました場合に、むだ

が相当たくさん目につくのである。こ
の点について私はごく簡単に、大臣の
ただいまの御答弁で大体わかります
が、いま一步認識を深めていただきま
して、来年度予算にはぜひこの点は御
考慮願いたいと思ひのであります。
その前にまず一点、今日のこの学校
教育におきまして、小学校、中学校で
最も教育効果が上る学級数は、文部省
は一体どの程度の学級数が最も効果が
上る理想的な学級数であると思はれる
か、この点に對して緒方局長の御所見
をまず最初にお伺いしたい。

○緒方政府委員 学校の標準的な基準
と申しますか、これらにつきましても
從來から研究をいたしておりました。
ただいまお話のように何学級が一番効果
が上るかという点につきましては、
これはなかなかむずかしい問題でござ
いまして、ただ現在の平均を見ますと
、これは算術的な平均でございまして
けれども、学級数十三学級というのが
平均でございまして。しかしこれは教育
の効率等から申しまして、平均であり
ますので、これが最も妥当な学級数と
いうことはもちろん言えません。これ
は研究中でございまして。確たること
は申し上げられませんが、や
りもう少し多い学級数を持った学校と
いうことが教育効果の上ではいいだろ
う、かように考えるわけでありま
す。

○山崎(始)委員 私は郷里が岡山県で
ありますが、これは岡山県だけの特殊
性がいささかあるかもしれませんが、
町村合併促進法が制定されて、過
去三カ年間のうちに三百六十有余の町
村が八十幾つに今日圧縮された。平均
の行政区域の人口は最初は四千くらい
しかありませんでした。ここで考えな

ければならぬ問題が一つあると思うの
であります。特に小学校というものは、
これは日本全国おしなべてどんな
山奥の町村にでも小学校のない村とい
うものはないのである。この点は私が
申し上げるまでもないと思ひます。
が、そうした場合に町村合併促進法が
しかれて、恩恵がないばかりに、
その後合併が推進されて、過去に
おいては違つておつた村々が、一緒の
かまの飯を食うという単一町村に今日
なりました。その過去の村そのま
まの小学校が、今日危険校舎あるいは老
朽校舎その他によつて改築をされてい
る。これが現状を見ますと、やはり昔
のままだにその場所が改築をされてい
るのが大部分なのであります。それは
そういうふうな合併促進が行われまし
ても、歴史の浅い関係で、部落根性
というものが相当影響いたします。し
ながら町村の財政の現実を見ますと、
ここで単独起債でも特に恩恵を与
えられて許されるか、あるいは統合を
するの、そういうふうな町村合併に
伴う補助率が特別に恩恵があるとい
うならば、それは村あるいは部落のそ
ういうふうな事情というものを踏み越え
ても、その恩恵に、悪く言えばつられ
る——という言葉は不適当かもしれま
せんが、促進される面が非常に大き
いのであるとあります。特に今日のよう
に町村の財政の不都合なときには、そ
ういうふうな財政面に少し恩恵を与え
ると、この面は非常に促進される現実
をわれわれは数々知っておるのであり
ます。卑近な例が、私の市は昨年度三
万七千ばかりの人口になりましたが、
その中で驚いたことには、わずか六学
級、七学級という学級が、距離にいた

しまして一キロに足らないのです。市
当局のこの危険校舎の改築計画を見て
みますと、それが相俟らずおのおの
別々の現在あるところへ持つていつて
それをやろうとしてゐる。こういう面
は教育の総合的な行政から考えてみ
て、こんなむだなことは私はないと見
ている。ただいま局長がお話になりま
したが、私たちが聞いておりますのは、
小学校にして中学校にしても、
最も教育効果の上る学級数というものは、
大体二十学級前後、これが今日で
は一つの理想だと聞いております。と
ころが、いわゆる単独校として五学
級、六学級、七学級というような学校
がわずかに一キロを隔てずして、そこ
におのおのできるなんという、こうい
うばかな行政というものは、私は考え得
られないのです。今日地方財政が窮乏
している、あるいは国家財政が窮乏し
て、教育費が非常に大幅な比重をとつ
て、何のかんのと言ひますが、これ
をかりに六学級のものを二つ統合する
と十二学級になる。たちまち校長一人
は浮いてくる。六学級の教育効果よ
り、十二学級になりあるいは二十学級
になりますと、児童生徒の切磋琢磨さ
れます場というものがそれだけふえて
きて、教育効果が上つてくる。財政面
の上からいひましても、校長その他の
要らざる経費というものがそこ自然
に浮いてくる。こういう面を今日の文
教行政の上で見のがされてゐるという
ことは、私はこれは遺憾だと思ひので
あります。この点はあるいは大蔵省あ
るいは地方自治庁に非常に大きな関係
があります。何と言ひましても、管
理局は管理局でただ校舎の面だけ、あ
るいは初等中等局は初等中等局ではか

○松村國務大臣　御趣旨のはほどは全く同感でございます。しかしながら、そういう学校整理の目的を合併町村で達しますのには、單なる經濟的助成というだけでは目的を達し得ませんことは、あの地方の部落的割拠と申しますか、あの考え方からいって事はなかなか容易ではございません。従つてその

といいますが、そういうところをとってあります。それはわずか県の約半分ほどの町村の意向をとっているのですが、これだけとりましても、相当の数が出ているのであります。これをやりますと、今言いましたように、学校長の頭数だけにいたしましたも年間相当大きな金額が自然とそこに浮い

廃合、あるいは新しい位置に新設する、こういう問題で効果を上げた云々の話がありました。が、私はそうは考えておりません。これは現在の危険校舎の臨時措置ではほとんど不可能に近いと申し上げて差しつかえないものと思います。それは補助率の問題ももちろんありますけれども、結局二つの学

さるといふことが、事務的に解決する大きな問題であるわけなんです。それともう一つは、この統廃合問題は小学校にとどまらず、中学校の問題があります。小学校の場合は、危険校舎にしても優先的に取り扱われている関係から、今大臣のお言葉にありましたように、ところどころによって、また危険

し上げたのですが、そういうことは従来の経験からみて非常に困難であると申さねばなりません。何か特別に方法を考慮する必要があると考えます。

○小林(行) 政府委員 町村合併に伴う学校の統廃合の場合の特別な措置についてお尋ねでございますが、お話の通り、従来町村合併の場合の特別措置と

いうことはございせんので、ただいろいろな条件を比較考慮しました場合に、大体同じようである場合には、町村合併のものを優先的に取り扱って補助金をつけるという措置を実際上行なっておったのでございます。それで実際に私どもの扱った事件の中で複雑なものもかなりあったように実は考えておるのであります。お話を通り、たとえば合併の場合の校地の問題を取りましても、現在公立文教施設の国庫補助法によりまして、土地に対しては補助金を出すことができません。お話の通り水害の場合の特殊な例だけでありまして、現在の法律または予算制度ではなかなかこれは困難でありまして、私どもの方でこれに対して簡単に予算措置をするということは申し上げにくいのであります。いすれにいたしましても町村合併が国の大きな施策として行われておるわけでありまして、町村合併に伴う統廃合の際には従来と変った別の基準を作るとか、あるいは別の取扱いをし得るようにしたいということでも現在せつかく研究中でございます。お尋ねのように補助率等について現在特別の優遇措置というふうなものも行われておりません。これも補助率を特に町村合併をした場合だけに、たとえば三分の一なら三分の一のものを二分の一に上げるというふうなことはなかなか困難じゃなからうかと思ひます。ただ単独起債の場合——これは自治庁の御所管でありますけれども、一般の起債許可の方針というものは、全国の町村に対して漏れなく妥当するものということがあるわけでございます。そういったものになつております場合は、自治庁でも町村合併

の方を優先的に取り扱うというように承わっておりますが、それらの点についても、もちろん自治庁とも十分連絡をし、話し合いをして参りたいと思ひております。

○辻原委員 一応の御説明であります。問題は一番困難な点に一つ御努力をお願いいたします。率直に申せば、確かに補助率の引き上げということは一歩いいにきまつておるのですが、なかなかこれは早急にいかない。しかしそのあとは起債でカバーすれば、建てる側の地方団体は自己負担を減らして建てるのが可能であるが、問題はそれ以前に、結局起債にしても、危険校舎あるいは今度できた不平常の基準を全然採用しないというのならばそれでよいのでありますけれども、やはりそうじゃなくして、一応単独起債であつてもこれは限度を設けてゐるはずだと思ふ。そうすると、結局統廃合なんかなのかその対象になる坪数が出てこない、そこに問題があるのでありますから、一番根本はできる限り別な基準を設定する、平たく言えば保有坪数がゼロというふうな観点でもって統廃合の場合におやりになるならば、補助率が三分の一であつても、地方としては非常に肩が軽いわけでありまして、かりに全額国庫負担にいたしましたとしても、基準が現在のままで据え置かれるならば、あまりありがたみは感じないというわけでありまして、ですから特別に御研究されていらっしゃるならばその方面について強調される。私は一番いい方法は保有坪数はなし、統廃合の場合をういう観点で設定されるならば、ほぼ地方の要求に合致するだらうと思ふので

す。そういう点で一つお考えをお願いいたします。

○小林(行)政府委員 お尋ねの点でございますが、旧来の配分の基準から申しますと、すでにそれぞれ学校がありまして、一定の基準のワケのない場合であります。統廃合をいたしまして、新たにこれに補助金を出すことができないわけでございます。それでは町村合併を促進するということになりませんので、何とかして別の基準を統廃合の場合には設定したいということとして研究をしておるのであります。現在実際に町村合併が行われておりますところの学校の状況について、府県を通じて町村に照会をいたしておりますので、そういった全般的な状況についてもいすれ数字が出て参ると思ひております。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○永山忠則君より本案に対する修正案が提出されております。まずその趣旨を説明いたします。永山忠則君。

○佐藤委員 他に質疑があれば本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

○佐藤委員長 永山君提出の修正案に對して質疑があればこれを許します。——これより本案及び永山君提出の修正案を一括して討論に付します。

討論の通告も別にならぬようでございますから、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

これより採決をいたします。まず永山君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔議員起立〕

○佐藤委員長 起立議員。よつて永山君提出の修正案は可決いたしました。

次に、議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○佐藤委員長 起立議員。よつて本案は永山君提出の修正案のごとく修正議決いたしました。

次に、ただいま修正議決された公立小学校不常授業解消促進臨時措置法案に對し、辻原君より附帯決議を付する旨の動議が提出されました。本動議の趣旨説明を求めます。辻原弘市君。

○辻原委員 ただいま本件が決議決定いたしました。なほおわれわれとしては多少将来にわたつて特に政府に考慮していただきたい点がございまして、この際委員諸君の御賛同を求めまして、以下申し上げます附帯決議を付するよう、特に委員長において取り計らわれないと考へる次第であります。

決議案を読み上げます。

公立小学校不常授業解消促進臨時措置法案に關する附帯決議案

本委員会は公立小学校不常授業解消促進臨時措置法案について次の附帯決議を附して賛成する。

一、現行に於いて行われている不常授業の解消を図るのみでなく、将来の児童増加に伴う不常授業を防止するために強力な予算措置を講ずること。

二、鉄筋、鉄骨建築に關する地方の強い要望に鑑み国家的見地から、その予算措置にあつては、現在の鉄筋比率を大巾に引上げることに。

三、町村合併に伴う公立学校施設の統合整備を促進するための建築については、特別の予算措置を講ずること。

以上であります。

○佐藤委員長 本動議は討論を用いなくて直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なければこれより辻原君の動議を採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○佐藤委員長 起立議員。よつて公立小学校不常授業解消促進臨時措置法案は附帯決議を付して修正議決されました。

次に本議決に伴う委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

○佐藤委員長 この際一昨日当委員会において学校給食並びに酪農振興に關する決議を行いました。文部大臣より、当委員会の決議に對して御意見を伺いたいと思ひます。松村文部大臣。

○松村國務大臣 一昨日の学校給食並びに酪農振興に關する決議につきましては、私も全然同感でございます。ただこの一項、二項とも農林省の關係が多うございまして、ことに第二項に至りましては、農林省の主管でございまして、直ちにこの趣旨を農林大臣に伝えまして、ともに一体となつてこの趣旨の遂行に努めたいと思ひます。なお農林大臣の方にも意見がございまして、ならば、次の機会に申し上げますように、私からお伝えをいたしておきます。

○三宅委員 大臣御承知だろうかと思ひますが、先般農林委員会との連合審査会をやりまして、その際この決議をすることを申し合せたのであります。連合審査会におきましては決議した例がないのであります。それから、それぞれの委員会に持ち帰りまして、同じものを同時に農林水産委員会で決議をいたしたわけでありまして、河野君の方からは、やつておいてくれた方がやりやすい、ぜひ一つ直ちに御相談をして実現をいたしたいということをおっしゃるもので、われわれの趣旨は、来年度に本格的なことをやっていたら、直ちにこゝし行政的な措置等においてやつていただきたいという趣旨でありますから、再々申し上げておりますが、この際よろしくお願いいたします。

○松村國務大臣 よく承知いたしました。

○佐藤委員長 この際お諮りいたします。請願の審査を行うため、請願審査小委員会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつて請願審査小委員会を設置することに決しました。

なお小委員長及び小委員等の人選については委員長に御一任を願ひとうございしますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

〔参照〕

公立小学校不常授業解消促進臨時措置法案(内閣提出)に關する報告書(都合により別冊附録に掲載)

昭和三十年七月二十六日印刷

昭和三十年七月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局